

新規ダムに係る武庫川峡谷の環境調査について（運営委員会見解案）

兵庫県が実施する武庫川峡谷の環境調査について、流域委員会の見解を以下の通り確認する。

1. 経 緯

- ・流域委員会が 2006 年 8 月に知事に提出した提言書では、新規ダム計画に伴う武庫川峡谷に係わる環境調査については、次期整備計画のために今後長期間をかけて行うものとして提言した。その理由として、ダムに関する環境負荷低減方策の開発には長期間を要することを指摘した。長期間を要するこれらの調査にもとづき、次期整備計画に向けて環境影響の評価を行うことを提言し、委員会は実質的に休会に入った。
- ・上記提言書を提出したその日に県は、県の施策として新規ダムに係る武庫川峡谷環境調査（以下、環境調査）を総額約 1 億 6 千万円、調査期間 3 年をかけて実施することが知事から発表された。
- ・委員会は基本方針原案の提示まで流域委員会の開催予定がないことから、休会中の協議を委員会から一任されている運営委員会において、環境調査実施の理由や内容等について県に説明を求めた。県は運営委員会において、環境調査の目的、調査内容等を説明した。
- ・基本方針原案提示のメドがついたため、再開される第 50 回武庫川流域委員会（2007/7/6）において環境調査に関する報告を行うことを、運営委員会は議題として提案した。議題に取り上げる目的は、委員会として環境調査をどのように位置づけるかを審議するためであり、内容の審議には立ち入らないこととした。
- ・第 50 回武庫川流域委員会において、環境調査に関する報告を議題とすることが承認され、同委員会において県は環境調査の目的や内容等の説明を行った。
- ・第 51 回武庫川流域委員会において委員から複数の意見書が提出され、調査の位置づけに関わる質疑応答および意見交換が、県と委員の間で行われた。委員からは、この調査を委員会が議題として審議する位置づけに関して共通認識を確認しておく必要性が指摘され、運営委員会で見解を取りまとめることになった。
- ・運営委員会は第 78、79 回委員会において環境調査の位置づけを委員会として整理する協議を行い、見解を取りまとめた。

2. 本件環境調査の位置づけについて

流域委員会は、環境調査はあくまでも県が整備計画立案のための情報収集を目的に、県の責任において実施されているものとして位置づける。したがって、その内容の適否や過不足については、第一義的に県が責任を負うものである。

この環境調査が「環境影響評価に関する条例に基づく調査ではない」こと、および「戦略的環境アセスメントの手続きに相当するものではない」ことは、すでに第 50 回、51 回流域委員会で県から回答のあった通り、委員会も理解している。

なお、県は環境調査の実施目的を次のように説明している。

「提言では判断材料が不足することから新規ダムの可否を判断できないとされたため、委員会の提言を受けて、県は判断材料を委員会に供するとともに、今次の整備計画において新規ダムの採否を河川管理者自らが判断するために実施するものである」

しかしながら、この説明は冒頭に記したような提言内容を正しく理解していない。委員会の要望に沿った調査であるかのような説明は全くの誤りであり、誤解を生じることから今後一切そのような説明をしないように申し入れる。すでに当該の説明を行っている場合には、その訂正を求める。

3. 調査計画の内容について

委員会として、長期にわたる環境調査として必要と思われる観点は、すでに8月提言書において提言済みである。したがって、委員会では環境調査の内容説明に対して内容の妥当性に関わる審議は行わず、報告に対して各委員が個別に感じた意見等を出すにとどめた。

4. 整備計画の策定にあたって

委員および多くの流域住民が、県の突然の環境調査実施に大きな驚きと不信感を持った。委員会の8月提言において「整備計画原案提示までに調査すべき」ととり上げられた既存ダムその他の調査とのバランスを考えると、この環境調査に充てられる事業費をはじめその力の入れ方が突出しているという印象を受けたからである。このことは、委員会に寄せられた多くの意見書に記されている。県は、これらの意見の根底にある不信感を真摯に受けとめ、これまでの参画と協働のプロセスを無に帰することのないよう、社会的な合意形成を目指すために、慎重かつ誠実な対応によって、今後の整備計画の策定およびその説明にあたるよう、強く要請する。

その方策の一環として、今次整備計画検討のために不可欠な調査にも注力することが必要である。例えば、堤防強化に関する技術検討、潮止め堰を含めた河川構造物の機能の再検討、アユを主たる指標魚とした場合の水系一貫の調査など、峡谷の環境調査に比してあまり費用をかけないでできる調査もたくさんある。既存ダムの治水活用を行うために利水事業者を説得するために必要な調査や対策、流域対策の実効性を高めるための調査や対策など、新規ダム計画を優先して検討していないというなら、並行してやらねばならない調査を確実に実行することであろう。

以上